相模原市において定期報告の対象となる特定建築物

| | 対象用途 | 位置・規模(いずれかに該当するもの) | 報告周期 | 指定月 |
|----|---|--|------|-----|
| 1 | ○劇場 ○映画館 ○演芸場 ○観覧場(屋外観覧場は除く) | 対象用途の床面積の合計が100㎡を超えるもの | 1年 | 9月 |
| 2 | 〇公会堂 〇集会場 | ①対象用途(100m:超える部分)が3階以上の階にあるもの ②対象用途(客席部分)の床面積の合計が200㎡以上の建築物 ③対象用途(100m:超える部分)が地階にあるもの ※ 避難階以外の階に対象用途があるものに限る | 3年 | 10月 |
| 3 | ○病院○ホテル○旅館 | 対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの ※ 避難階以外の階に対象用途があるものに限る | 1年 | 12月 |
| 4 | ※3に該当しない場合に4を参照○病院(患者の収容施設があるものに限る)○ホテル○旅館 | ①対象用途(100m [*] 超える部分)が3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が300m [*] 以上のもの (病院、有床診療所については、2階部分に患者の収容施設がある場合 に限る) ③対象用途(100m [*] 超える部分)が地階にあるもの ※ 避難階以外の階に対象用途があるものに限る | 3年 | 10月 |
| 5 | 〇共同住宅 〇寄宿舎 ※ サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る | ①対象用途(100m:超える部分)が3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が300m以上のもの ③対象用途(100m:超える部分)が地階にあるもの ※ 避難階以外の階に対象用途があるものに限る | 3年 | 10月 |
| 6 | 〇建築基準法施行令第19条に規定する児童福祉施設等 ※ 宿泊設備を備えるものに限る | 対象用途の床面積の合計が300mを超えるもの ※ 避難階以外の階に対象用途があるものに限る | 1年 | 12月 |
| 7 | ※6に該当しない場合に7を参照 〇高齢者・障害者等の就寝の用に供する用途 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所・盲導犬訓練施設・救護施 設、更生施設・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看 護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)その他これに類するもの・養 護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム・ 母子保健施設・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(自立 訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)を行う施設(利用者の就寝の用に 供するものに限る) | ②2階の対象用途のは正面積の合計が3700㎡以上のもの ③対象用途(100㎡起える部分)が地階にあるもの ※ 新鮮酸以此の際に対象用途がなるよのに限る | 3年 | 10月 |
| 8 | ○体育館 ○スキー場 ○博物館 ○スケート場 ○図書館 ○水泳場 ○ボーリング場 ○スポーツの練習場 ※ いずれの用途も学校に附属するものを除く | ①対象用途(100m ² 超える部分)が3階以上の階にあるもの ②対象用途の床面積の合計が2,000m ² 以上のもの ※ 避難階以外の階に対象用途があるものに限る | 3年 | 10月 |
| 9 | 〇百貨店 | 対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの | 1年 | 9月 |
| 10 | ※9に該当しない場合に10を参照 〇百貨店 〇マーケット 〇物品販売業を営む店舗 | ①対象用途(100m'超える部分)が3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が500m'以上のもの ③対象用途(100m'超える部分)が地階にあるもの ※ 遊難階以外の階に対象用途があるものに限る | 3年 | 10月 |
| 11 | ○展示場 ○遊技場 ○キャパレー ○公衆浴場 ○カフェー ○特合 ○ナイトクラブ ○料理店 ○バー ○飲食店 ○ダンスホール | ①対象用途(100m ² 超える部分)が3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が500m ² 以上のもの ③対象用途の床面積の合計が3,000m ² 以上のもの ④対象用途(100m ² 超える部分)が地階にあるもの ※ 選難階以外の階に対象用途があるものに限る | 3年 | 10月 |
| | | LEIGHT DE TELEGO LETT CONTROL CONTROL OUT OF OUT TO BE | | |

上記のうち、床面積100㎡超~200㎡以下で階数が2以下のものは対象外

※上記4、7、10についてはそれぞれ、3、6、9に該当しない場合に参照

下記条件の建築物の場合 例1)・有料老人ホーム ・階数地上2 ・各階床面積の合計 1階160㎡ 2階160㎡ (延べ床面積の合計320㎡) ※1:宿泊設備を備えているものとする。 ※2:避難階は1階とする。 →上記6において対象用途の床面積が300㎡を超え、避難階以外の階に対象用途があるため、6に該当し、**定期報告対象**となる。

例2)・有料老人ホーム・階数地上3 ・各階床面積の合計 1階80㎡ 2階110㎡ 3階110㎡(延べ床面積の合計300㎡) ※1:宿泊設備を備えているものとする。 ※2:避難階は1階とする。 →上記6においては対象用途の床面積は300㎡を超えていないため非該当であるが、上記7においては3階の対象用途の床面積の合計が100㎡を超えているため、7に該当し、**定期報告対象**となる。

- ※報告周期が3年の特定建築物については、3年ごとの提出とする。(報告年度は、令和9年度、令和12年度、令和15年度・・・)
- ※初回免除:検査済証の交付を受けた建築物である場合に限る。(建築基準法施行規則第5条等)
- 〈3年毎に報告が必要な指定月が10月の特定建築物の例〉

OR6年9月に新築の場合

| | これの十つ 万元 初来の 物口 | | | | | | | | | | |
|---------------|-----------------|----|----|------------|-----|-----|--------------|-----|-----|--------------|-----|
| ••• | R6年度 初回免除 | R7 | R8 | R9 初回報告 | R10 | R11 | R12 2回目報告 | R13 | R14 | R15 3回目報告 | ••• |
| OR6年10月に新築の場合 | | | | | | | | | | | |
| ••• | R6年度 | R7 | R8 | R9 初回免除 | R10 | R11 | R12 初回報告 | R13 | R14 | R15 2回目報告 | |

相模原市において定期報告の対象となる建築設備

| 種別 | 対象 | 報告周期 |
|-------|---|------|
| 昇降機 | ・エレベーター ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機(テーブルタイプのものを含む。) ・外面が住戸内のみを昇降するものを除く。 ※労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター(労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち一般公衆の用に供されていないもの。)のうち、積載荷重が1トン以上のものを除く。 | 1年 |
| 防火設備 | ・報告対象の建築物に設けられる防火設備 ・以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡を超える建築物に設けられる防火設備 ①病院又は診療所(患者の収容施設のあるもの) ②共同住宅又は寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム) ③高齢者・障害者等の就寝の用に供する用途 ※外壁閉口部の防火設備、常時閉鎖又は作動をできる防火設備、防火ダンパーを除く。 | 1年 |
| 準用工作物 | - 観光用エレベーター - 観光用エスカレーター - 遊戯施設 | 1年 |
| 建築設備 | ・換気設備(自然換気設備を除く) ・排煙設備(排煙機を有するもの) ・非常用の開始を対象の建築物に設けられるもの。 ・※常用の開始を対象の建築物に設けられるもの。 | 1年 |

定期報告制度に関するよくある質問【Q&A】

- Q:誰が調査・検査してもいいのでしょうか。
- A:調査・検査対象ごとにそれぞれ資格者(1・2級建築士もしくは建築設備等検査員資格者)が調査・検査する必要があります。
- Q:実際は何を調査・検査するのですか。
- A: 点検項目は、国土交通省告示に示されています。様式は、一般財団法人神奈川県建築安全協会ホームページよりダウンロードできます。 特定建築物はH20告示282号。特定建築設備はH20告示285号。昇降機等はH20告示283号。 遊戯施設はH20告示284号。防火設備はH28告示723号。
- Q:特定建築物の報告時期はいつですか。
- A:表「相模原市において定期報告の対象となる特定建築物」内の「指定月」に示すとおりお願いいたします。 指定月の2か月前頃に通知いたします。